

渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会議は、「渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、「関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会」と連携を図りながら、渡良瀬遊水地エリアにおいて、多様な主体が協働・連携し、トキやコウノトリなどを指標とした河川(渡良瀬遊水地を含む)及び周辺地域で、多様な生物の生息可能な自然環境の保全・再生方策を推進し、賑わいのある地域振興・経済活性化方策に取り組むとともに、広域連携モデルとしてのエコロジカル・ネットワークの形成による魅力的な地域づくりを実現することを目的とする。

(取組内容)

第3条 協議会の取組内容は、渡良瀬遊水地エリアにおいて以下のとおりとする。

- 一 エコロジカル・ネットワーク形成に関すること
- 二 エコロジカル・ネットワーク形成による河川(渡良瀬遊水地を含む)及び周辺地域の水辺環境の保全・再生方策に関すること
- 三 エコロジカル・ネットワーク形成による賑わいのある地域振興・経済活性化方策に関すること
- 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる者によって組織する。但し、必要に応じて委員を追加することができる。

2 委員の任期は、委嘱の日から翌年の年度末までとする。ただし、行政機関委員に異動があった場合は後任者に委嘱するが、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置き、第4条第1項に掲げる委員のうち有識者委員から互選によってこれを定める。

- (1) 座長 1名

(役員の仕事)

第6条 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(役員任期)

第7条 役員任期は委員任期と同じとし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 協議会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じ、協議会に委員以外の関係者の出席を要請することができる。

(検討部会)

第9条 協議会は、第3条に掲げる取組を円滑に進めるため、検討部会を置く。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省利根川上流河川事務所調査課に置く。

(会議の公開)

第11条 協議会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれるとして、非公開とすることが適当であると認められる場合については、この限りでない。

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、別途、傍聴要領に定める。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長がこれを定める。

附 則

この規約は、平成27年11月16日から施行する。

渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会 委員名簿

(敬称省略・有識者は五十音順)

| | 氏名 | 団体名等 | 備考 |
|--------|-------------|---------------------|----|
| 有識者 | 青木 章彦 | 作新学院大学女子短期大学部 教授 | 座長 |
| | 清水 義彦 | 群馬大学大学院 教授 | |
| | 蘇 雲山 | (一財)環境文化創造研究所 主席研究員 | |
| | 長谷川 雅美 | 東邦大学 教授 | |
| | 森 淳 | 北里大学 教授 | |
| 関係市町 | 針谷 力 | 茨城県 古河市長 | |
| | 前場 文夫 | 茨城県 結城市長 | |
| | 染谷 森雄 | 茨城県 五霞町長 | |
| | 橋本 正裕 | 茨城県 境町長 | |
| | 大川 秀子 | 栃木県 栃木市長 | |
| | 大久保 寿夫 | 栃木県 小山市長 | |
| | 真瀬 宏子 | 栃木県 野木町長 | |
| | 栗原 実 | 群馬県 板倉町長 | |
| | 大橋 良一 | 埼玉県 加須市長 | |
| | 梅田 修一 | 埼玉県 久喜市長 | |
| 関係行政機関 | 埴 伸一 | 茨城県 生活環境部 環境政策課長 | |
| | 石井 昌広 | 茨城県 農林水産部農地局 農村計画課長 | |
| | 飯村 信夫 | 茨城県 土木部 河川課長 | |
| | 渡邊 優介 | 栃木県 環境森林部 自然環境課長 | |
| | 渡邊 修一 | 栃木県 農政部 農地整備課長 | |
| | 阿部 浩昭 | 栃木県 県土整備部 河川課長 | |
| | 坂田 達也 | 群馬県 環境森林部 自然環境課長 | |
| | 女屋 一之 | 群馬県 農政部 農村整備課長 | |
| | 西澤 洋行 | 群馬県 県土整備部 河川課長 | |
| | 島田 厚 | 埼玉県 環境部 みどり自然課長 | |
| | 林 淳一 | 埼玉県 農林部 農村整備課長 | |
| | 林 雄一郎 | 埼玉県 県土整備部 河川砂防課長 | |
| | 生玉 修一 | 関東農政局 農村振興部 農村環境課長 | |
| | 田村 省二 | 関東地方環境事務所 統括自然保護企画官 | |
| | 吉川 宏治 | 関東地方整備局 河川部 河川環境課長 | |
| 三橋 さゆり | 利根川上流河川事務所長 | | |

渡良瀬遊水地エリア検討部会 規約

(名称)

第1条 本会議は、渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会（以下「協議会」という）の元、「渡良瀬遊水地エリア 検討部会」（以下「検討部会」という）と称する。

(目的)

第2条 検討部会は、渡良瀬遊水地エリアにおいて、多様な主体が協働・連携し、トキやコウノトリなどを指標とした河川（渡良瀬遊水地を含む）及び周辺地域で、多様な生物の生息可能な自然環境の保全・再生方策を推進し、賑わいのある地域振興・経済活性化方策に取り組むとともに、広域連携モデルとしてのエコロジカル・ネットワークの形成による魅力的な地域づくりの実現を円滑に進めることを目的とする。

(活動内容)

第3条 検討部会の活動内容は、前条の目的を達成するため、エコロジカル・ネットワーク形成による河川（渡良瀬遊水地を含む）及び周辺地域の水辺環境の保全・再生及び地域振興・経済活性化方策に関する情報共有・調査・検討などを行い、検討結果を協議会に報告する。

(組織)

第4条 検討部会の会員は、別表に掲げる会員によって組織する。但し、必要に応じて会員を追加することができる。

2 会員の任期は、協議会規約第4条第2項に準ずる。

(役員)

第5条 検討部会に次の役員を置く。役員は第4条に掲げる会員のうち有識者委員から互選によってこれを定める。

(1) 議長 1名

(役員の仕事)

第6条 議長は、会務を総理し、検討部会の議長となる。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は会員の任期と同じとし、再任を妨げない。

(検討部会の開催)

第8条 検討部会は、議長が必要と認めるときに、会員の半数以上の出席を得て開催することとし、議長が招集する。

2 議長は、必要に応じ、検討部会に会員以外の関係者の出席を要請することができる。

(事務局)

第9条 検討部会の業務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省利根川上流河川事務所調査課に置く。

(会議の公開)

第10条 検討部会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれるとして、非公開とすることが適当であると認められる場合については、この限りでない。

2 検討部会の傍聴に関して必要な事項は、協議会規約第11条第2項に準ずる。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、検討部会の運営に関して必要な事項は、議長がこれを定める。

附 則

この規約は、平成27年11月16日から施行する。

この規約は、平成28年1月25日に一部改正する。

渡良瀬遊水地エリア 検討部会 会員名簿

(敬称省略・有識者及び関係団体は五十音順)

| 区分 | 氏名 | 団体名等 | 備考 |
|--------|--------|--|----|
| 有識者 | 青木 章彦 | 作新学院大学女子短期大学部 教授 | 議長 |
| | 清水 義彦 | 群馬大学大学院 教授 | |
| | 蘇 雲山 | (一財)環境文化創造研究所 主席研究員 | |
| | 長谷川 雅美 | 東邦大学 教授 | |
| | 森 淳 | 北里大学 教授 | |
| 関係団体 | 浅野 正富 | コウノトリ・トキの舞うふるさとおやまをめざす会 会長 | |
| | 関口 明 | 渡良瀬遊水地 野鳥観察会 会長 | |
| | 内田 孝男 | わたらせ未来基金 事務局長 | |
| | 白井 勝二 | (一財)渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団 渡良瀬遊水地研究所 所長 | |
| | 高松 健比古 | 日本野鳥の会栃木県支部 幹事 | |
| | 平野 敏明 | NPOバードリサーチ 運営委員 | |
| 関係市町 | | 古河市 | |
| | | 結城市 | |
| | | 五霞町 | |
| | | 境町 | |
| | | 栃木市 | |
| | | 小山市 | |
| | | 野木町 | |
| | | 板倉町 | |
| | | 加須市 | |
| | | 久喜市 | |
| 関係行政機関 | | 関東農政局農村振興部農村環境課 | |
| | | 関東地方環境事務所野生生物課 | |
| | | 関東地方整備局河川部河川環境課 | |
| | | 関東地方整備局利根川上流河川事務所 | |
| オブザーバー | | 茨城県 | |
| | | 栃木県 | |
| | | 群馬県 | |
| | | 埼玉県 | |